

「那覇市おいしい食べきり協力店」登録制度実施要綱

令和2年1月28日

環境部長決裁

（目的）

第1条 この要綱は、食べ残し等による食品ロスの削減に取り組む那覇市内の飲食店や宿泊施設等（以下「飲食店等」という。）を「那覇市おいしい食べきり協力店」（以下「協力店」という。）として登録するための必要事項を定め、その取組みを広く周知することにより、市民及び事業者が共に食べ物をごみにしない行動を実践し、廃棄物の減量に資することを目的とする。

（対象事業者）

第2条 那覇市内の飲食店等とする。

2 那覇市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、若しくはこれらと密接な関係を有する者が経営している飲食店等は、登録の対象としない。

（登録要件）

第3条 前条に規定する事業者で、次に示す取組項目のうち、1つ以上実践する飲食店等を協力店として登録する。

（1）料理提供量の調整

例：ご飯の量の調整、ハーフサイズメニューの導入やコース内容の変更が可能な宴会プラン（品数を減らし、料理のグレードアップ等）の設定 等

（2）食べ残しを減らすための呼びかけ

例：注文時に提供量の調整ができる旨の案内、宴会での食べきりの呼びかけ 等

（3）食べ残した料理等の持ち帰り希望者への対応

例：消費期限等を説明した上での食べ残しの持ち帰り対応、持ち帰り容器の提供 等

（4）食べ残しを減らすためのポスター等の掲示

例：ご飯等の提供量の調整が可能な旨や、食べ残しを減らす協力願い等のポスター掲示及びリーフレット配布による周知啓発 等

（5）上記以外の食べ残しを減らすための取組

例：食材を使いきる工夫、残さずに食べた客へドリンク券の配布 等

（取組内容）

第4条 協力店は、次の項目に取り組むこととする。

（1）協力店は、前条で選択した取組を積極的に実践し、食品ロス削減に努める。

（2）協力店は、市から交付されたステッカー等を店舗に掲示し、来店者へ取組内容を積極的にPRし、周知を図る。

（3）協力店は、市が実施する取組に関する調査への協力を努める。

（申請方法及び登録）

第5条 協力店の登録を希望する飲食店等の代表者（以下「申請者」という。）は、「那覇市おいし

い食べきり協力店」登録申請書（第1号様式）を市へ郵送、FAX、E-mail又は持参のいずれかの方法で提出する。

- 2 那覇市内の複数の店舗を協力店として登録を希望する申請者は、登録する店舗の登録店舗一覧（第1号様式別紙）を作成し、一括して申請することができる。
- 3 市は、申請者から提出された申請書の内容を確認し、第3条の要件を満たす場合は、協力店として登録し、申請者へステッカーを交付する。

（協力店の紹介）

第6条 市は、登録した協力店の店舗情報及び取組内容等を、市ホームページで紹介する。

- 2 申請者は、登録申請をした時点で店舗情報及び取組内容等を、市がホームページやその他の方法により広報することを承諾したものとする。

（登録内容の変更）

第7条 協力店は、登録した内容に変更が生じた場合は、速やかに「那覇市おいしい食べきり協力店」登録変更申請書（第2号様式）を市へ提出するものとする。

- 2 市は前項の届が提出されたときは、市ホームページの掲載内容を修正するものとする。

（登録の廃止）

第8条 協力店は、第3条の要件を満たさなくなった場合又は飲食店等を廃止する場合は、「那覇市おいしい食べきり協力店」登録廃止申請書（第3号様式）を市へ提出するとともに、ステッカー等の掲示を止めなければならない。

- 2 市は、前項の届が提出されたときは、店舗情報や取組内容等について市ホームページ等の掲載情報から削除する。

（登録の取消）

第9条 市は、協力店が登録要件を満たしていない場合又は信用を失墜する行為を行う等、協力店として適当でないと判断した場合は、登録を取り消すことができる。

- 2 登録を取り消された協力店は、速やかにステッカー等の掲示を止めなければならない。
- 3 市は、第1項の規定により登録を取り消したときは、店舗情報や取組内容等について市ホームページ等の掲載情報から削除する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。